

學界消息

日本私法學會(第二十二回大會)

本大會は、昭和三十三年四月八・九の兩日早稻田大學で開催された。秋の大會は神戸大學で開催の豫定。

第一日午前は、民法部會と商法部會とに分れて、自由論題で次の報告が行われた。

(民法部會)

一、慣習法と國家法——入會權理論の再検討を中心に——

東大 渡邊洋三氏
助教授

二、現代刑法理論(目的的行爲論)と民法における違法・責任理論

北大 藪重夫氏
助教授

(商法部會)

一、手形法上いわゆる悪意の抗辯について

——グスタフ・シュタンツルの所説を基點として——

中央大 高窪利一氏
助手

二、名義書替代理人制度について

横濱市 竹内敏夫氏
大教授

渡邊助教授は、民法上慣習に従うことを要請されている入會權についての實態調査の結果に基き、従来の民法教科書の説明する入會理論は、徳川時代の入會權の實態の反映であつて、今日の入會權は、その後の慣習法秩序自體の内部的變化、慣習法

秩序と國家法秩序との矛盾・對抗による變化、を蒙っていること、および、政治的勝利を獲得した國財法・國林法・地自法等の行政法的規制と入會の實態(IIその反映たるべき民法理論)とのギャップ、を指摘し、民法理論の側から更に研究を深めるべき問題點とその方法論に言及された。

藪助教授は、獨逸刑法學者により説かれ、わが國刑法學界でも數年來論議されている目的的行爲理論の、ニッバーダイによる民法の違法・責任領域への導入の試みと、これに反對する判例・學説を紹介され、この試みに對し、半ば同情的半ば批判的の見解を述べられた。質疑を通じての會員の意見は、民・刑兩法の規制の對象・目的の差等から、否定的見解が強かった。

高窪氏は、手形一七但、一九IIと、一〇但、一六II但との重過失の必要性の有無等につき、シュタンツルの見解を手掛りに、夫々につき場合を分けて、認定の基準と重過失の必要性の有無とを説かれた。

竹内教授は、米國における名義書替代理人制度と、わが國における同制度の採用の経緯・現状とを説明し、わが國での問題點に言及された。

同日午後の民商法合同部會では、次の報告が行われた。

一、原子力災害と損害賠償

東大 加藤一郎氏
教授

二、古典的法人理論の再検討

——サヴィニーおよびイエリングを中心として——

加藤教授は、原子力施設の設置に伴い生ずるかもしれない損

關學大 福地俊雄氏
教授

害の特殊性と、その賠償の取扱につき、諸外國の最近の法律(案)と文獻を手掛りに、主として民法の領域内での問題點を指示して、同氏の見解を述べられた。

福地教授は、サヴィニー、イェリングの古典的法人理論を對象として、それを、單に自己完結的論理體系としてではなく、夫々の時代の現實社會により構造規定を受けつゝ、逆にそれが對象の再生産のために媒介的機能を營む、という相互作用の連續的過程としての學說史的発展のうえに、夫々の占めるべき位置づけ(寄與・缺陷)をすることにより、その成立・機能・發展に關する經驗科學的客觀法則を説明しようとした。

第二日は、正午からの總會および懇親會をはさんで、午前午後を通じて、『法人論について』の民商法合同部會のシンポジウムにあてられた。午前は左記テーマで學說の紹介・問題點の指摘を主とする報告が行われ、午後はこれに基き自由討論がなされた。

一、社員權論

二、機關論

服部教授は、獨逸の株式物權説・債權説および兩者を吸収した社員權論の學說的系譜を、現今の社員權論争までたどり、通説的な社員權論の立場でのわが現行株式會社法の諸規定の解釋が技巧的構成に過ぎ、また既に破綻を來している點をも指摘し、これに代る株式債權説・株式會社財團論も解釋論としては無理があるとして、株式會社は社團より財團に近い第三の範疇

東北大 服部榮三氏
教大 石本雅男氏

阪大 石本雅男氏
教大 石本雅男氏

として把握されるべし、とし、その具體的内容の検討は今後に殘された。

石本教授は、近代法人理論の始祖とされるサヴィニーの法人論を、ギールケのこれに對する批判は的外れであり、かつその理論は現實社會の擬制的把握に基くとして排斥しながら、詳論し、解釋學として實在説をとるか擬制説をとるかは、現實社會の對象團體の生ける實態がどの説に適する構造を有するかによって決定されなければならない、と論結し、法人の行為能力・不法行為能力・法人の理事は代表者か代理人か等の點につき、兩方の立場から問題點を指摘された。

午後の自由討論では、先ず服部教授の報告をめぐって、松田博士が自説を補強され、これに對する鈴木教授の質問を契機に兩者の間に烈しい應酬がなされ、更に、財團論をとる八木教授が、再度に互つてその見解を述べられた。しかし活潑な討論にもかかわらず、服部教授によつてなされた實定諸規定に即した諸批判に、各々の(殊に通説の)立場から統一的説明を與えて答えるという點までは討論は及ばなかつた。

次の石本教授の報告をめぐつての討論では、川島教授が方法論について石本教授の所説に賛成され、また來栖教授がギールケの理論についての疑問を表明された。稔り豊かな收穫は、かくて得られた右の方法論により、今後なされるべき現在の諸團體の生ける實態の正確な調査・把握、およびその成果の法律學上の解釋論的構成の次元への止揚、というより困難な作業をなしとげてのみもたらされるであろう。されば、我妻理事長か

ら、最後の討論者である來栖教授に、次回の大會で、恐らくはこの點の解決なくしては十分な解明の得られないであろう『法人の代表者と代理人の關係について』の研究報告をお願いして、層の發展を次回大會に期しつゝ、本大會は幕を閉じた。

(一橋大學助手・好美清光)